

## 行政法 Chapter 13

Date

/

Date

/

Date

/



条例及び普通地方公共団体の長が定める規則に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 地方自治法上、条例は、法令に違反しない限り、普通地方公共団体の事務に関し制定することができる」と規定されているのに対し、長の定める規則は、法令及び条例に違反しない限り、その権限に属する事務に関し制定することができる」と規定されている。
- 2 地方自治法上、普通地方公共団体の長が定める規則により過料を科すことが認められているが、当該普通地方公共団体の条例により過料を科すことは認められていない。
- 3 地方自治法上、普通地方公共団体の長が欠けた場合において、長の職務を代理する者がいないときは、その職務を代理する上席の職員を条例で定めなければならない。
- 4 地方自治法上、普通地方公共団体が住民に義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除き、条例又は長の定める規則によらなければならない。
- 5 地方自治法上、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、細目的事項などを長の定める規則で定める旨の条例がある場合を除き、条例に代えて長の定める規則によって制定することはできない。

正解  
5

## [地方公共団体の権能] 条例と規則

## 1 誤り

条例についての記述は正しい（地方自治法14条1項）。しかし、長が定める規則は、条例とは別個の**自治立法**の形式であり、法律と法律に基づく政令のような関係に立つものではない。そして、地方自治法上、**長の定める規則は、法令に違反しない限り制定することができる**（同法15条1項）と規定されており、条例に違反しない限り制定することは規定されていない。なお、条例と規則の共管事項に属する事務については、条例が規則に優先すると解されている。

## 2 誤り

普通地方公共団体の**長**は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の**規則**中に、規則に違反した者に対し、**5万円以下の過料**を科する旨の規定を設けることができる（同法15条2項）。他方、普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その**条例**中に、条例に違反した者に対し、**5万円以下の過料**を科する旨の規定を設けることができる（同法14条3項）。

## 3 誤り

普通地方公共団体の**長の職務を代理する者がいない**ときは、その補助機関である職員のうちから、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の職員がその職務を代理する（同法152条3項）。したがって、本肢の事項は、条例で定めなければならないとはされていない。

## 4 誤り

普通地方公共団体は、**義務を課し、又は権利を制限**するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、**条例**によらなければならない（同法14条2項）。したがって、住民に義務を課し、又は権利を制限する事項は、必要的条例事項とされているので、長の定める規則で定めることはできない。

## 5 正しい

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない（同法228条1項前段）。したがって、細目的事項などを長の定める規則で定める旨の条例がある場合を除き、条例に代えて長の定める規則によって、本肢の事項を制定することはできない。

以上により、正しいものは肢5であり、正解は5となる。